

第65回

定時株主総会 その他の電子提供 措置事項 (交付書面省略事項)

2024年4月1日 ▶ 2025年3月31日

目次

事業報告

- 財産及び損益の状況
- 主要な営業所
- 従業員の状況
- 主要な借入先
- 株式の状況
- 新株予約権等の状況
- 社外役員に関する事項
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

- 連結財政状態計算書
- 連結損益計算書
- 連結持分変動計算書
- 連結注記表

計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

監査報告

- 連結計算書類に係る会計監査報告
- 計算書類に係る会計監査報告
- 監査役会の監査報告

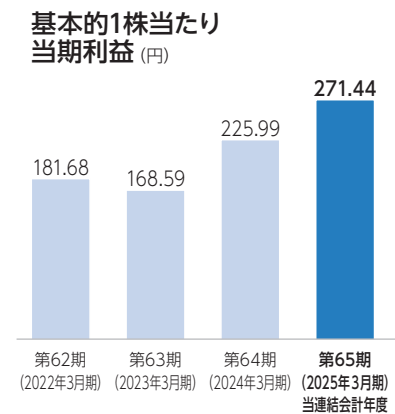
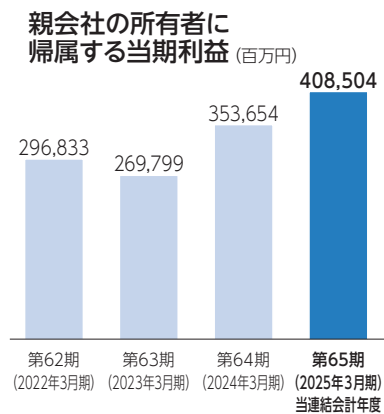
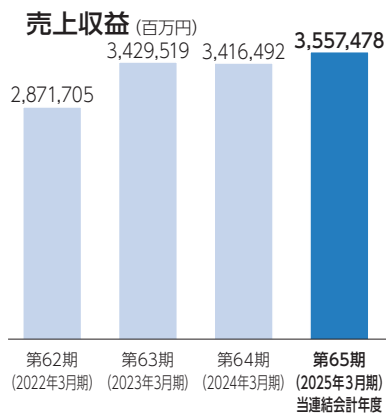
財産及び損益の状況

(単位:百万円)

区 分	第62期 (2022年3月期)	第63期 (2023年3月期)	第64期 (2024年3月期)	第65期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上収益	2,871,705	3,429,519	3,416,492	3,557,478
税引前利益	382,749	367,767	426,241	527,143
親会社の所有者に 帰属する当期利益	296,833	269,799	353,654	408,504
基本的1株当たり 当期利益 (円)	181.68	168.59	225.99	271.44
親会社の所有者に 帰属する持分	1,363,776	1,627,010	2,000,922	1,617,582
資産合計	2,423,542	2,793,281	3,144,646	2,772,252
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	847.45	1,030.33	1,295.40	1,102.86

(注1) 当社は、国際会計基準(以下「IFRS」)に基づいて連結計算書類を作成しています。

(注2) 基本的1株当たり当期利益は期中平均株式数、1株当たり親会社所有者帰属持分は各期末発行済株式総数よりそれぞれ自己株式を控除し算出したものです。



主要な営業所 (2025年3月31日現在)

1 当社

会社名	所在地
(株)リクルートホールディングス	東京都千代田区

2 子会社

区分	会社名	所在地
----	-----	-----

HRテクノロジー事業

RGF OHR USA, INC.	米国 デラウェア州
Indeed, Inc.	米国 デラウェア州
Glassdoor LLC	米国 デラウェア州

マッチング&ソリューション事業

人材	(株)リクルート	東京都千代田区
販促		

人材派遣事業

	RGF Staffing B.V.	オランダ フレヴォラント州
日本	(株)リクルートスタッフィング	東京都千代田区
	(株)スタッフサービス・ホールディングス	東京都千代田区
欧州、 米国及 び豪州	RGF Staffing France SAS	フランス モゼル県
	RGF Staffing Germany GmbH	ドイツ バイエルン州
	RGF Staffing the Netherlands B.V.	オランダ フレヴォラント州
	RGF Staffing UK Limited	英国 ロンドン市
	Unique NV	ベルギー アントワープ州
	Staffmark Group, LLC	米国 オハイオ州
	The CSI Companies, Inc.	米国 フロリダ州
	Chandler Macleod Group Limited	豪州 ニューサウスウェールズ州
	Peoplebank Hong Kong Ltd	香港 上環

従業員の状況 (2025年3月31日現在)

(単位:名)

セグメントの名称	従業員数
HRテクノロジー	11,860
マッチング&ソリューション	24,000
人材派遣	13,496
全社 (共通)	124
合計	49,480

(注1) 従業員は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員です。臨時従業員は含みません。

(注2) 全社(共通)として記載されている従業員は、主に持株会社である当社のファイナンス及びリスクマネジメント等の管理部門の従業員です。

主要な借入先 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

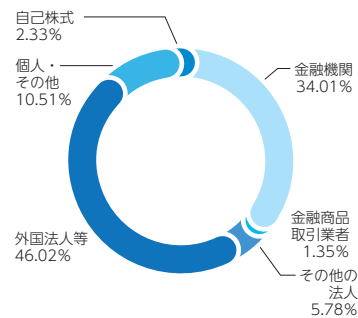
株式の状況 (2025年3月31日現在)

1 発行可能株式総数 6,000,000,000株

2 発行済株式の総数 1,563,912,149株

3 株主数 61,551名

当社の株主構成



4 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	294,439,807株	19.27%
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	111,218,360株	7.28%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	63,336,310株	4.14%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	46,246,941株	3.02%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	29,454,094株	1.92%
GIC PRIVATE LIMITED - C	28,874,646株	1.89%
日本マスタートラスト信託銀行(株)(株式付与ESOP信託口・76826口)	28,852,866株	1.88%
日本テレビ放送網(株)	25,500,000株	1.66%
日本マスタートラスト信託銀行(株)(株式付与ESOP信託口・76576口)	23,745,527株	1.55%
GOVERNMENT OF NORWAY	22,678,807株	1.48%

(注1) 持株比率は自己株式(36,408,381株)を控除して計算しています。なお、自己株式には、役員報酬BIP信託により当該信託が保有する株式(2,873,714株)、並びに株式付与ESOP信託に係る信託口が保有する株式(57,914,467株)は含まれていません。

(注2) 2020年5月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント(株)並びにその共同保有者である日興アセットマネジメント(株)が2020年4月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮していません。なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	株式数	株券等保有割合
三井住友トラスト・アセットマネジメント(株)	東京都港区芝公園1-1-1	48,135,600株	2.84%
日興アセットマネジメント(株)	東京都港区赤坂9-7-1	37,486,600株	2.21%
計	-	85,622,200株	5.05%

(注3) 2020年7月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券(株)並びにその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC及び野村アセットマネジメント(株)が2020年7月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮していません。なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	株式数	株券等保有割合
野村證券(株)	東京都中央区日本橋1-9-1	2,572,647株	0.15%
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	1,812,603株	0.11%
野村アセットマネジメント(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	83,182,100株	4.90%
計	-	87,567,350株	5.16%

(注4) 2025年4月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブラックロック・ジャパン(株)並びにその共同保有者であるBlackRock Advisers, LLC、BlackRock Financial Management, Inc.、BlackRock (Netherlands) BV、BlackRock Fund Managers Limited、BlackRock Asset Management Canada Limited、BlackRock Asset Management Ireland Limited、BlackRock Fund Advisors、BlackRock Institutional Trust Company, N.A. 及び BlackRock Investment Management (UK) Limitedが2025年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮していません。なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	株式数	株券等保有割合
ブラックロック・ジャパン(株)	東京都千代田区丸の内1-8-3	34,489,900株	2.21%
BlackRock Advisers, LLC	米国 デラウェア州 ウィルミントン リトル・フォールズ・ドライブ 251	2,848,094株	0.18%
BlackRock Financial Management, Inc.	米国 デラウェア州 ウィルミントン リトル・フォールズ・ドライブ 251	1,740,677株	0.11%
BlackRock (Netherlands) BV	オランダ王国 アムステルダム HA1096 アムステルプレイン 1	5,168,344株	0.33%
BlackRock Fund Managers Limited	英国 ロンドン市 スログモートン・ア ベニュー 12	4,514,912株	0.29%
BlackRock Asset Management Canada Limited	カナダ国 オンタリオ州 トロント市 ベイ・ストリート 161、2500号	2,301,303株	0.15%
BlackRock Asset Management Ireland Limited	アイルランド共和国 ダブリン ボール スブリッジ ボールスブリッジパーク 2 1階	10,663,356株	0.68%
BlackRock Fund Advisors	米国 カリフォルニア州 サンフランシ スコ市 ハワード・ストリート 400	28,117,900株	1.80%
BlackRock Institutional Trust Company, N.A.	米国 カリフォルニア州 サンフランシ スコ市 ハワード・ストリート 400	20,456,303株	1.31%
BlackRock Investment Management (UK) Limited	英国 ロンドン市 スログモートン・ア ベニュー 12	2,046,212株	0.13%
計	-	112,347,001株	7.18%

(注5) 2025年3月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、Capital Research and Management Company並びにその共同保有者であるCapital International Inc.が2025年3月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮していません。なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	株式数	株券等保有割合
Capital Research and Management Company	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロ スアンジェルス、サウスホープ・スト リート333	66,223,308.4株	4.01%
Capital International Inc.	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロ スアンジェルス、サウスホープ・スト リート333	2,126,976株	0.13%
計	-	68,350,284.4株	4.14%

5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中にBIP信託から役員に交付された株式の状況は以下のとおりです。

形式	区分	株式数(株)	交付者数(人)
BIP信託	取締役(社外取締役を除く)	36,300	1
	社外取締役	0	0

新株予約権等の状況

1 当事業年度末日における新株予約権等の状況

2013年6月20日開催の定時株主総会決議及び2013年7月31日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
73個
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 219,000株 (新株予約権1個につき3,000株)
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権につき金銭の払込を要しないものとする。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2013年9月1日から2033年8月31日
- ・新株予約権の行使条件
新株予約権者は新株予約権を行使することができる期間内において、当社取締役、執行役員又は専門役員のいずれの地位も喪失した日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。
- ・当社役員及び執行役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	52個	普通株式 156,000株	2名
執行役員	21個	普通株式 63,000株	1名

2014年6月26日開催の定時株主総会決議及び2014年11月13日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
80個
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 240,000株 (新株予約権1個につき3,000株)
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権につき金銭の払込を要しないものとする。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2014年12月27日から2034年12月26日
- ・新株予約権の行使条件
新株予約権者は新株予約権を行使することができる期間内において、当社取締役、執行役員又は専門役員のいずれの地位も喪失した日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。
新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から1年間又は上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ・当社役員及び執行役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	67個	普通株式 201,000株	2名
執行役員	13個	普通株式 39,000株	1名

2015年8月10日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

844個

・目的となる株式の種類及び数

普通株式 253,200株 (新株予約権1個につき300株)

・新株予約権の払込金額

新株予約権につき金銭の払込を要しないものとする。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1円

・新株予約権を行使することができる期間

2015年9月26日から2035年9月25日

・新株予約権の行使条件

新株予約権者は新株予約権を行使することができる期間内において、当社取締役、執行役員又は専門役員のいずれの地位も喪失した日から10日(新株予約権者が、新株予約権を割り当てる日において、既にいずれの地位も喪失している場合には、新株予約権を割り当てる日の翌日から1年)を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。

新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から1年間又は上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

・当社役員及び執行役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	667個	普通株式 200,100株	2名
執行役員	177個	普通株式 53,100株	2名

2019年7月16日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

3,291個

・目的となる株式の種類及び数

普通株式 329,100株(新株予約権1個につき100株)

・新株予約権の払込金額

新株予約権につき金銭の払込を要しないものとする。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

3,718円

・新株予約権を行使することができる期間

2019年7月31日から2029年7月30日

・新株予約権の行使条件

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者 (以下「新株予約権者」) は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した場合、その日から3年以内又は新株予約権の行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。

その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

・当社役員及び執行役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,618個	普通株式 261,800株	4名
執行役員	673個	普通株式 67,300株	3名

2020年7月8日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
2,520個
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 252,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権につき金銭の払込を要しないものとする。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
3,558円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2020年7月27日から2030年7月26日
- ・新株予約権の行使条件
新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」）は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した場合、その日から3年以内又は新株予約権の行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。
その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- ・当社役員及び執行役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	2,000個	普通株式 200,000株	4名
執行役員	520個	普通株式 52,000株	3名

2021年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
6,882個
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 688,200株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権につき金銭の払込を要しないものとする。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
5,762円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2022年4月1日から2031年7月28日
- ・新株予約権の行使条件
新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」）は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した場合、その日から3年以内又は新株予約権の行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。
その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- ・当社役員及び執行役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	6,244個	普通株式 624,400株	4名
執行役員	638個	普通株式 63,800株	3名

2022年7月8日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
4,851個
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 485,100株(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権につき金銭の払込を要しないものとする。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
4,700円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2023年4月1日から2032年7月24日
- ・新株予約権の行使条件
新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」）は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社又は当社の子会社の取締役又は執行役員若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その日から3年以内又は新株予約権の行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。
その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- ・当社役員、執行役員及び上級職員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	2,290個	普通株式 229,000株	3名
執行役員及び上級職員	2,561個	普通株式 256,100株	8名

2023年7月11日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
4,405個
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 440,500株(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権につき金銭の払込を要しないものとする。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
4,773円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2024年4月1日から2033年7月25日
- ・新株予約権の行使条件
新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」）は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した場合、その日から3年以内又は新株予約権の行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。
その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- ・当社役員及び執行役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	3,318個	普通株式 331,800株	4名
執行役員	1,087個	普通株式 108,700株	4名

2024年7月9日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

2,525個

・目的となる株式の種類及び数

普通株式 252,500株(新株予約権1個につき100株)

・新株予約権の払込金額

新株予約権につき金銭の払込を要しないものとする。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

8,937円

・新株予約権を行使することができる期間

2025年4月1日から2034年7月23日

・新株予約権の行使条件

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」）は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した場合、その日から3年以内又は新株予約権の行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。

その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

・当社役員及び執行役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数		保有者数
取締役（社外取締役を除く）	1,865個	普通株式	186,500株	4名
執行役員	660個	普通株式	66,000株	4名

2 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

2024年7月9日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

2,525個

- ・目的となる株式の種類及び数

普通株式 252,500株(新株予約権1個につき100株)

- ・新株予約権の払込金額

新株予約権につき金銭の払込を要しないものとする。

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

8,937円

- ・新株予約権を行使することができる期間

2025年4月1日から2034年7月23日

- ・新株予約権の行使条件

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」）は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した場合、その日から3年以内又は新株予約権の行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。

その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

- ・当社役員及び執行役員への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数		交付者数
取締役（社外取締役を除く）	1,865個	普通株式	186,500株	4名
執行役員	660個	普通株式	66,000株	4名

社外役員に関する事項

1 重要な兼職先と当社との関係

氏名	会社との関係
泉 谷 直 木 (2018年6月就任)	泉谷直木氏は、過去10年以内にアサヒグループホールディングス(株)にて代表取締役会長として業務執行していました。同社と当社グループの間には取引関係がありますが、取引額はそれらの企業の連結売上収益及び当社グループの連結売上収益の1%未満で僅少であり重要な事項はありません。 従って、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有していると判断しています。
十 時 裕 樹 (2018年6月就任)	十時裕樹氏は現在、ソニーグループ(株)にて取締役 代表執行役 社長 COO 兼 CFOとして業務執行しています。同社と当社グループの間には取引関係がありますが、取引額はソニーグループ(株)の連結売上収益及び当社グループの連結売上収益の1%未満で僅少であり重要な事項はありません。 従って、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有していると判断しています。
本 田 桂 子 (2022年6月就任)	本田桂子氏は現在、AGC(株)及び(株)三菱UFJフィナンシャル・グループにて社外取締役を務めています。 それらの企業及び組織と当社グループの間には取引関係がありますが、取引額はそれらの企業及び組織の連結売上収益及び当社グループの連結売上収益の1%未満で僅少であり重要な事項はありません。 また、同氏は過去10年以内に世界銀行グループ多数国間投資保証機関にて長官CEOとして業務執行していましたが、同機関と当社グループとの間の取引関係はありません。 従って、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有していると判断しています。
Katrina Lake (2023年6月就任)	Katrina Lake氏は過去10年以内に、Stitch Fix, Inc.にてCEO and Chairpersonとして業務執行していました。同社と当社グループの間には取引関係がありますが、取引額はStitch Fix, Inc.の連結売上収益及び当社グループの連結売上収益の1%未満で僅少であり重要な事項はありません。 従って、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有していると判断しています。
小 川 陽 一 郎 (2020年6月就任)	小川陽一郎氏は現在、小川陽一郎公認会計士事務所にて所長として業務執行していますが、同事務所と当社グループとの間の取引関係はありません。 また同氏は、過去10年以内にデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ グループにて業務執行しており、現在、本田技研工業(株)にて社外取締役を務めています。 それらの企業と当社グループの間には取引関係がありますが、取引額はそれらの企業の連結売上収益及び当社グループの連結売上収益の1%未満で僅少であり重要な事項はありません。 従って、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有していると判断しています。
名 取 勝 也 (2020年6月就任)	名取勝也氏は現在、サーフレイス(株)にて社外監査役、東京製綱(株)及び東洋建設(株)にて社外取締役を務めています。 それらの企業と当社グループの間には取引関係がありますが、取引額はそれらの企業の連結売上収益及び当社グループの連結売上収益の1%未満で僅少であり重要な事項はありません。 また、同氏は、ITN法律事務所にてマネージング・パートナーとして業務執行しており、グローバル・ワン不動産投資法人にて監督役員を務めています。それらの企業と当社グループとの間の取引関係はありません。 従って、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有していると判断しています。

(ご参考) 社外役員の独立性基準

当社は、金融商品取引所の定める独立性基準に加え、原則として、以下のすべてを満たす候補者を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員に選定する方針です。

- ・ 候補者又は候補者が業務執行者である法人が当社株式を保有する場合は、議決権所有割合で10%を超えないこと
- ・ 直近事業年度の取引において、候補者又は候補者が所属する法人への売上が、当社グループの連結売上収益の1%未満であること
- ・ 直近事業年度の取引において、当社グループへの売上が、候補者又は候補者が所属する法人の連結売上収益の1%未満であること

2 主要取引先等特定関係事業者との関係

いずれの社外役員においても該当事項はありません。

3 当事業年度における主な活動状況

2025年3月期における社外役員の活動状況は以下のとおりです。

氏名	主な活動状況
泉 谷 直 木	・取締役会 世界各地に事業を展開するメーカーであるアサヒグループホールディングス(株)の代表取締役社長及び代表取締役会長や、上場企業の社外取締役の経験を通じて培った高い見識に基づき、社外取締役として実践的な観点から発言を行っています。 ・委員会 当事業年度は、指名・ガバナンス委員会の委員長として、CEOを含む取締役及び執行役員の選任プロセスの透明性向上において強いリーダーシップを発揮したほか、報酬委員会の委員として、役員の報酬・評価に関する議論に貢献しました。
十 時 裕 樹	・取締役会 多様な事業ポートフォリオをグローバルに展開するソニーグループ(株)の取締役 代表執行役社長 COO 兼 CFO及びそのグループ会社の取締役の経験を通じて培った高い見識に基づき、社外取締役として実践的な観点から発言を行っています。 ・委員会 当事業年度は、報酬委員会の委員長として、役員の報酬・評価に関する議論において強いリーダーシップを発揮したほか、指名・ガバナンス委員会の委員として、CEOを含む取締役及び執行役員の選任プロセスの透明性向上に関する議論に貢献しました。
本 田 桂 子	・取締役会 グローバルに事業展開する金融機関やコンサルティングファーム、国際機関での代表の経験を通じて培った高い見識に基づき、社外取締役として実践的な観点から発言を行っています。 ・委員会 当事業年度は、指名・ガバナンス委員会の委員として、CEOを含む取締役及び執行役員の選任プロセスの透明性向上に関する議論に貢献、報酬委員会の委員として、役員の報酬・評価に関する議論に貢献したほか、サステナビリティ委員会の委員として、当社のサステナビリティ戦略の進化に向けた議論に貢献しました。
Katrina Lake	・取締役会 テクノロジーを活用したプラットフォーム事業を展開する米国上場企業であるStitch Fix, Inc.のCEO and Chairpersonの経験を通じて培った高い見識に基づき、社外取締役として実践的な観点から発言を行っています。 ・委員会 当事業年度は、報酬委員会の委員として、役員の報酬・評価に関する議論に貢献しました。
小 川 陽一郎	・取締役会 公認会計士として培ってきた国際会計知識及び、グローバル会計事務所での経営経験で培われた豊富な国際経験に基づき、社外監査役として中立的且つ客観的な観点から発言を行っています。 ・監査役会 デロイトトウシュートマツリミテッド アジア太平洋地域代表、デロイトトーマツグループCEO等の経歴から、公認会計士として培った会計知識に関する高い見識に加え、デロイトトーマツグループCEOとして培った豊富な国際経験に基づき、社外監査役として中立的且つ客観的な観点から発言を行っています。 ・委員会 当事業年度は、指名・ガバナンス委員会の委員として、CEOを含む取締役及び執行役員の選任プロセスの透明性向上に関する議論に貢献しました。
名 取 勝 也	・取締役会 弁護士及びグローバルIT企業の法務部門トップを務めた経験で培われた企業法務・国際法務に関する高い見識に基づき、社外監査役として中立的且つ客観的な観点から発言を行っています。 ・監査役会 弁護士として培った法務知識に関する高い見識に加え、アップルコンピュータ(株) 法務・渉外本部長、サン・マイクロシステムズ(株) 取締役、(株)ファーストリテイリング 執行役員、日本アイ・ビー・エム(株) 取締役執行役員等のグローバル企業の取締役として培った豊富な国際経験に基づき、社外監査役として中立的且つ客観的な観点から発言を行っています。 ・委員会 当事業年度は、報酬委員会の委員として、役員の報酬・評価に関する議論に貢献しました。

(注) 当事業年度開催の取締役会、監査役会、各委員会への出席状況については、「3 会社の体制及び方針」〔(1) 企業統治の体制の概要等〕「2025年3月期の取締役会、監査役会、経営戦略会議、各委員会の構成及び出席状況」に記載のとおりです。

会計監査人の状況

1 名称

EY新日本有限責任監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

633百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

912百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分していませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しています。

(注2) 当社監査役会は、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(注3) 当社の一部の連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、非監査業務として、各種アドバイザリー業務等を委託し、対価を支払っています。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、当社監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案します。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1 内部統制システム整備の状況

当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制(2024年3月19日開催の取締役会で決議)の内容は、以下のとおりです。

- ① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

機関設計

- 当社は、社外取締役を含む取締役会を設置し、当社グループ全体における重要な意思決定を行います。
- 当社は、社外監査役を含む監査役会を設置しています。当社の各監査役は、当社監査役会が定めた監査基準の下当社の取締役会その他重要会議への出席及び業務執行状況の調査等を通じ、当社の取締役の職務執行の監査を行います。
- 当社は、社外取締役を委員長とした指名・ガバナンス委員会及び報酬委員会を設置し、当社の取締役及び執行役員の指名又は選任、評価及び報酬等について審議を行います。
- 当社は、SBU統括会社の取締役会の過半を構成するように取締役を派遣し、SBU統括会社の経営を監督します。

内部監査

- 当社に代表取締役社長 兼 CEO直轄の内部監査所管部署を設置し、当社グループの役職員等による業務が法令、定款又は規程に違反していないか監査します。

倫理綱領・社内規程

- 当社は、「リクルートグループ倫理綱領」を制定し、当社グループのすべての役職員等に周知しています。
- 当社は、当社子会社の自主独立の精神を尊重しつつ、一体的なグループ経営を実現するため、意思決定、投資管理、ファイナンス、人事管理、リスクマネジメント及びコンプライアンス等に関する当社グループ統一の規程として「リクルートグループ規程」を制定しています。

コンプライアンス体制

- 当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本方針を定める「リクルートグループコンプライアンス規程」を制定しています。当社の取締役会は、当社グループ全体におけるコンプライアンス責任者を任命した上、コンプライアンス所管部署を設置し、当社グループのコンプライアンスに関する基本方針の決定及び実効性のモニタリングを行います。また、当社の代表取締役社長 兼 CEOは、自らが委員長となってコンプライアンス委員会を開催し、各SBUにおけるコンプライアンスの実効性の評価を行った上、経営戦略会議において当社グループ全体のコンプライアンスの活動計画の決定を行います。
- SBU統括会社の取締役会は、各SBUにおけるコンプライアンス責任者を任命した上、コンプライアンスに関する基本方針の決定及び実効性のモニタリングを行います。また、SBU統括会社の代表取締役社長は、自らが委員長となってコンプライアンス委員会を開催し、SBUにおけるコンプライアンスの実効性の評価や活動計画の決定・点検を行います。
- 当社子会社の代表取締役社長は、各社におけるコンプライアンス責任者を任命した上、各社におけるコンプライアンスの実効性の評価や活動計画の決定・点検を行います。

内部通報

- 当社及び当社子会社は、内部通報窓口及び職場のハラスメントに関する相談窓口等、当社グループの役職員等が内部統制に関する問題を発見した場合に、迅速に当社又は当社子会社のコンプライアンス所管部署に情報伝達する体制を構築しています。報告又は通報を受けたコンプライアンス所管部署は、その内容を調査し、対応策を当社グループ内の関係部署と協議の上決定し、実施します。

教育

- 当社及び当社子会社は、倫理綱領及び社内規程の遵守等を図るために、役職員等に対して、必要な教育を企画し、実施します。

懲戒

- 当社及び当社子会社は、法令違反、社内規程違反その他コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した役職員等に対し、厳正な処分を課すものとしています。

反社会的勢力との取引遮断

- 当社及び当社子会社は、反社会的勢力との取引関係を含めた一切の関係を遮断する体制を構築しています。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 「文書及び契約書管理規程」を制定し、これに基づき、株主総会議事録、取締役会議事録及び経営戦略会議事録等、取締役の職務の執行に係る文書を関連資料と共に保存します。
- 前項に定める文書の保存年限及び保存部署については、「文書及び契約書管理規程」に定めています。当社の取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合に閲覧が可能である方法で保存します。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 当社は、当社グループのリスク管理を体系的に定める「リクルートグループリスクマネジメント規程」及び「リクルートグループエスカレーション細則」を制定しています。
- 当社の取締役会は、当社グループ全体におけるリスクマネジメント責任者を任命した上、リスクマネジメント所管部署を設置し、当社グループのリスクマネジメントに関する基本方針の決定及びリスクマネジメント状況のモニタリングを行います。また、リスク統括所管部署担当取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会において、各SBUのリスクマネジメント状況のモニタリング及びリスクの識別を実施します。その結果を受けて経営戦略会議において当社グループとして特に注視すべきリスクの識別・決定とその低減策について検討を行います。
- SBU統括会社の取締役会は、SBUにおけるリスクマネジメント責任者を任命した上、SBUのリスクマネジメントに関する基本方針の決定及びリスクマネジメント状況のモニタリングを行います。また、SBU統括会社の各統括機能の責任者が参加するリスクマネジメント委員会において、自SBUのリスクマネジメント状況のモニタリング及び特に注視すべきリスクの識別・決定を行います。
- 当社子会社の代表取締役社長は、各社におけるリスクマネジメント責任者を任命した上、各社におけるリスクの洗い出し及び重要性の判断を行い、リスク管理について最終責任を負います。
- 当社は、当社グループ全体に影響が及ぶような重大な事案が発生した場合には、危機対策本部を立ち上げ、対応を進めることとしています。

④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 当社の取締役会又は経営戦略会議は、当社グループの経営目標を定め、浸透を図るとともに、この目標の達成に向けて当社グループの各部門が実施すべき具体的な目標を定めます。当社の各部門の担当執行役員は、この目標の達成に向けて、効率的な達成の方法を定め、実行します。
- 当社の取締役会は、定期的に当社グループの目標達成状況をレビューし、効率化を阻害する要因を排除又は低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、当社グループ全体の業務の効率化を実現します。
- 当社は、当社CEOの諮問機関として経営戦略会議を設置し、当社グループ全体の経営に関して必要な事項の協議を行います。
- その他、当社の取締役会又は経営戦略会議の諮問機関として、サステナビリティ委員会等の専門性を持った委員会を設置します。

- ⑤ **財務報告に係る内部統制の信頼性の確保のための体制**
- 当社は、「J-SOX基本規程」を定め、金融商品取引法に定める内部統制報告制度に準拠した財務報告に係る内部統制システムの構築を図ります。
- ⑥ **当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
- 当社は、当社内に、各SBUを統括する部門を設置します。当社子会社の取締役等は、各統括部門の求めに応じ、定期的に業績及び事業戦略の遂行状況を報告します。
 - 当社は、SBU統括会社の取締役等と、定期的に経営状況の共有を図るほか、随時当社グループの経営にかかわる方針の協議を行います。
 - 当社は、当社グループの子会社管理を体系的に定める「リクルートグループグループマネジメント規程」を定め、これに基づき、当社子会社に対し、重要事項について当社の決裁を得ること又は当社の関連部署との事前確認又は事後報告を義務付けます。
- ⑦ **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 当社は、当社の監査役の職務を補助する者として「監査役補佐担当」を任命し、正式に人事発令を行います。
- ⑧ **前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 当社の監査役補佐担当は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令にのみ従うものとし、その任命、異動、評価及び懲戒については、当社の監査役又は監査役会の意見を尊重するものとしています。
- ⑨ **当社の監査役への報告に関する体制**
- 当社の役職員等及び会計監査人は、監査役に次に定める事項を報告します。報告の方法については、会議、面談、電話又は電子メール等により随時報告できるように体制を整備します。
 - ・ 経営状況として重要な事項
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ・ 重大な法令及び定款違反
 - ・ その他内部統制上重要な事項
 - 当社の監査役及び内部監査所管部署は、SBU統括会社やその配下会社の取締役又は監査役と随時連携し、定期的に情報共有します。
- ⑩ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社は、「リクルートグループコンプライアンス規程」において、誠実に通報したことを理由に、通報者に対し解雇又は不当な配置転換等の不利益な処遇をしてはならないことを定めます。
- ⑪ **当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- 当社は、当社監査役が職務の執行上必要としてあらかじめ予算を計上した費用について負担するほか、当社監査役は、緊急又は臨時に要する費用についても当社に請求することができ、当社はこれを負担します。
- ⑫ **その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
- 当社の監査役及び監査役会は、当社の代表取締役社長 兼 CEO及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。

2 内部統制システムの運用状況の概要

当社グループでは、上記決議内容に基づく内部統制システムの整備について、内部監査所管部署により点検を行い、その適切な運用に努めています。

当事業年度における運用状況のうち主なものは、以下のとおりです。

① コンプライアンスに関する取組み

- a. 「リクルートグループ倫理綱領」及び「リクルートグループコンプライアンス規程」のほか、情報管理及びインサイダー取引防止等のグループ共通の規程に基づき、役職員等に対し、コンプライアンスに関する教育を実施し、浸透を図っています。
- b. 「リクルートグループコンプライアンス規程」に基づき、当社及び当社子会社において、法令違反及び不正行為の未然防止を目的とした通報・相談窓口を設置しています。同規程において、通報及び相談によって社内でも不利益な処遇を受けることがないことを定めています。当社窓口への通報及び相談の状況については、定期的に取締役会への報告を実施しました。
- c. 当社管理部門及び当社子会社より収集した情報を基に、当社グループのコンプライアンスの状況についてコンプライアンス委員会で審議の上、当社グループにおいて実施すべき施策を決定し、施策及び実行状況につき取締役会への報告を実施しました。決定された方針に基づき、各SBUにおいてもSBUコンプライアンス委員会を開催しました。
- d. 内部監査については、代表取締役社長兼CEO直轄の内部監査所管部署が、取締役会が承認した年間計画に基づき、当社各部門及び当社子会社について監査を行い、代表取締役社長及び取締役会への報告を実施しました。

② リスクマネジメントに関する取組み

- a. 当社グループのリスク管理の目的、体制及び手法を定めた「リクルートグループリスクマネジメント規程」並びに危機発生時に迅速に報告及び情報共有を行うことを目的とした「リクルートグループエスカレーション細則」について、社内イントラネットへの掲示等により周知を図っています。
- b. 「リクルートグループリスクマネジメント規程」に基づき、各SBUにおいて、SBUリスクマネジメント委員会を開催しました。当社は、これらの委員会及び当社管理部門より収集した情報を基に、当社グループのリスク抽出及びその対応策についてリスクマネジメント委員会で決定の上、重点的に取組むべきリスクについて取締役会に報告しました。対応の進捗についても同様のプロセスで確認を実施しました。

③ 職務執行の適正性及び効率性に関する取組み

- a. 当事業年度は当社取締役会を14回開催し、法令及び定款で定められた専決事項の決議に加え、経営理念、コーポレート・ガバナンス体制並びに連結業績及び当社グループのレピュテーションに大きな影響を与える業務執行の決定を実施しました。
- b. 当事業年度は当社CEOの諮問機関である経営戦略会議を13回開催し、各事業部門の執行状況を把握するとともに、取締役会から委任を受けた重要事項について協議し、当社CEOによる機動的な決定を実施しました。

④ 関係会社管理

- a. 「リクルートグループグループマネジメント規程」等に基づき、子会社に関する重要事項について、当社が決裁し又は当社子会社より事後報告を受けました。
- b. 取締役会において、当社グループの月次業績が報告され、当社グループの経営目標の進捗状況、経営課題及びその対応策について確認し、審議を実施しました。

⑤ 監査役監査体制

- a. 監査役への報告については、監査役が当社の重要な会議体へ出席する機会を確保することで、これらの会議を通じた監査役への報告及び情報提供を実施しました。

- b. 監査役は、子会社の監査役又は監査担当取締役、当社の内部監査所管部署及び会計監査人等と定期的に情報共有会を開催するほか、当社執行役員から業績、事業の運営状況及び内部統制の整備等について報告を受けること等により、監査の実効性を高めています。
- c. 代表取締役社長兼CEOと監査役の間での意見交換会を定期的に開催しました。
- d. 当社は、監査役の職務を補助する1名の監査役補佐担当を置き、当該従業員の任命、異動、評価及び懲戒に関しては監査役会の意見を尊重する等、取締役からの独立性を確保しています。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資 産		負 債	
流動資産	1,470,378	流動負債	802,185
現金及び現金同等物	808,625	営業債務及びその他の債務	377,543
営業債権及びその他の債権	565,069	リース負債	44,453
その他の金融資産	18,697	その他の金融負債	5,011
その他の流動資産	77,985	未払法人所得税	53,235
非流動資産	1,301,874	引当金	15,437
有形固定資産	54,897	その他の流動負債	306,503
使用権資産	154,572	非流動負債	342,706
のれん	508,133	借入金	1,011
無形資産	174,977	リース負債	163,476
持分法で会計処理されている投資	17,476	その他の金融負債	945
その他の金融資産	163,102	引当金	15,289
繰延税金資産	217,020	退職給付に係る負債	63,408
その他の非流動資産	11,693	繰延税金負債	90,465
		その他の非流動負債	8,108
		負債合計	1,144,892
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分	1,617,582
		資本金	40,000
		利益剰余金	1,606,348
		自己株式	△515,363
		その他の資本の構成要素	486,596
		非支配持分	9,777
		資本合計	1,627,360
資産合計	2,772,252	負債及び資本合計	2,772,252

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額
売上収益	3,557,478
売上原価	1,471,834
売上総利益	2,085,644
販売費及び一般管理費	1,558,654
その他の営業収益	3,387
その他の営業費用	39,834
営業利益	490,542
持分法による投資損益(△は損失)	△8,810
金融収益	56,037
金融費用	10,625
税引前利益	527,143
法人所得税費用	118,983
当期利益	408,159
当期利益の帰属	
親会社の所有者	408,504
非支配持分	△344
当期利益	408,159

連結持分変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					株式報酬	在外営業活動体の換算差額
2024年4月1日残高	40,000	－	1,884,258	△407,049	88,242	395,471
当期利益			408,504			
その他の包括利益						△7,484
当期包括利益	－	－	408,504	－	－	△7,484
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			△17,849			
自己株式の取得		△563		△823,674		
自己株式の処分		28,347		54,655	△82,228	
自己株式の消却		△660,705		660,705		
利益剰余金から資本剰余金への振替		632,921	△632,921			
配当金			△35,642			
株式報酬取引					92,605	
非支配株主との取引						
所有者との取引 額等合計	－	－	△686,413	△108,313	10,376	－
2025年3月31日残高	40,000	－	1,606,348	△515,363	98,619	387,986

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素				合計		
	その他の 包括利益 を通じて 測定する 負債性金融 資産の 公正価値の 純変動	その他の 包括利益 を通じて 測定する 資本性金融 資産の 公正価値の 純変動	確定給付型 退職給付 制度の 再測定額	合計			
2024年4月1日残高	－	－	－	483,714	2,000,922	7,977	2,008,900
当期利益				－	408,504	△344	408,159
その他の包括利益	△9	△19,912	2,063	△25,343	△25,343	317	△25,025
当期包括利益	△9	△19,912	2,063	△25,343	383,161	△27	383,134
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替		19,912	△2,063	17,849	－		－
自己株式の取得				－	△824,238		△824,238
自己株式の処分				△82,228	774		774
自己株式の消却				－	－		－
利益剰余金から資本剰余金 への振替				－	－		－
配当金				－	△35,642		△35,642
株式報酬取引				92,605	92,605		92,605
非支配株主との取引				－	－	1,826	1,826
所有者との取引 額等合計	－	19,912	△2,063	28,225	△766,500	1,826	△764,674
2025年3月31日残高	△9	－	－	486,596	1,617,582	9,777	1,627,360

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRSで求められている開示項目の一部を省略しています。

2 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 223社

主要な連結子会社の名称

RGF OHR USA, INC.

Indeed, Inc.

Glassdoor LLC

(株)リクルート

RGF Staffing B.V.

(株)リクルートスタッフィング

(株)スタッフサービス・ホールディングス

RGF Staffing France SAS

RGF Staffing Germany GmbH

RGF Staffing the Netherlands B.V.

RGF Staffing UK Limited

Unique NV

Staffmark Group, LLC

The CSI Companies, Inc.

Chandler Macleod Group Limited

Peoplebank Hong Kong Ltd

3 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数 8社

主要な会社等の名称

51job, Inc.

4 重要性がある会計方針

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 金融資産

a. 金融資産の認識、分類及び測定

金融資産は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しています。当社グループは、すべての金融資産を当初認識時に公正価値で測定し、償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(FVTOCI金融資産)又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(FVTPL金融資産)に分類しています。

(a) 償却原価で測定する金融資産

当社グループは、以下の条件を満たす金融資産を、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収を保有目的とする事業モデルに基づいて、資産を保有していること
- ・金融資産の契約条件により、特定の日に元本及び元本残高に対する利息の支払いのみのキャッシュ・フローが生じること

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に取引費用を加算して当初認識し、当初認識後は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で認識しています。また、利息収益及び認識の中止に係る利得又は損失及び減損損失は金融損益として認識しています。

(b) FVTOCI金融資産

i. FVTOCI負債性金融資産

当社グループは、以下の条件を満たす負債性金融資産を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産(FVTOCI負債性金融資産)に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成する事業モデルに基づいて、資産を保有していること
- ・ 金融資産の契約条件により、特定の日に元本及び元本残高に対する利息の支払いのみのキャッシュ・フローが生じること

FVTOCI負債性金融資産は、公正価値に取引費用を加算して当初認識し、当初認識後の公正価値の変動(減損損失を除く。)をその他の包括利益において認識し、その累計額は認識の中止を行う際に純損益に組替調整額として振替えています。また、利息収益及び認識の中止に係る利得又は損失及び減損損失は金融損益として認識しています。

ii. FVTOCI資本性金融資産

当社グループは、公正価値で測定する金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択をした資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産(FVTOCI資本性金融資産)に分類しています。なお、当社グループは、原則としてすべての資本性金融資産をFVTOCI資本性金融資産に指定しています。FVTOCI資本性金融資産は、公正価値に取引費用を加算して当初認識しています。当初認識後の公正価値の変動及び認識の中止に係る利得又は損失はその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素に認識後、直ちに利益剰余金に振替えています。FVTOCI資本性金融資産に係る受取配当金は、当該配当金が明らかに投資の取得原価の回収を示している場合を除いて、配当受領権が確定した時点で金融収益として認識しています。

(c) FVTPL金融資産

当社グループは、上記の償却原価で測定する金融資産又はFVTOCI負債性金融資産に分類されない負債性金融資産及びデリバティブを、FVTPL金融資産に分類しています。FVTPL金融資産は、公正価値で当初認識し、当初認識後の公正価値の変動及び売却損益は金融損益として認識しています。

b. 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産又はFVTOCI負債性金融資産について、予想信用損失に基づき損失評価引当金を認識しています。当社グループは、報告期間の末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12カ月の予想信用損失に等しい金額で測定しています。信用リスクが著しく増加しているか否かは、デフォルトリスクの変化に基づいて測定しています。但し、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの増減にかかわらず、全期間の予想信用損失を簡便的に過去の信用損失の実績等に基づき測定しています。

c. 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したか、あるいは、金融資産が譲渡され、その金融資産の所有に係るリスク及び経済価値のほとんどすべてが移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しています。移転した金融資産に関して当社グループが創出した又は当社グループが引き続き保有する持分については、別個の資産及び負債として認識しています。

② 金融負債

a. 金融負債の認識、分類及び測定

金融負債は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しています。当社グループは、すべての金融負債を当初認識時に公正価値で測定し、償却原価で測定する金融負債又は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債(FVTPL金融負債)に分類しています。

(a) 償却原価で測定する金融負債

当社グループは、以下のものを除くすべての金融負債を、償却原価で測定する金融負債に分類しています。

- ・ FVTPL金融負債(デリバティブ負債を含む。)
- ・ 金融保証契約
- ・ 企業結合において認識した条件付対価

償却原価で測定する金融負債は、公正価値に取引費用を減算して当初認識し、当初認識後は実効金利法による償却原価で認識しています。

(b) FVTPL金融負債

FVTPL金融負債は、公正価値で当初認識し、当初認識後の変動はヘッジ会計の要件を満たしている場合を除き、金融損益として認識しています。

b. 認識の中止

当社グループは、金融負債の義務が履行されたか、免除された又は失効した場合に当該金融負債の認識を中止しています。

③ 金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在し、且つ純額ベースで決済する又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で認識しています。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

a. デリバティブ

当社グループは、主に金利及び為替レートの変動によるリスクに対処する目的でデリバティブ契約を締結しています。これらのデリバティブは、契約が締結された日の公正価値で資産又は負債として当初認識し、当初認識後は報告期間の末日の公正価値で測定しています。デリバティブの公正価値の変動額(デリバティブ評価損益)は、ヘッジ会計を適用していない場合は、直ちに純損益として認識しています。なお、為替レートの変動によるリスクに対処する目的のデリバティブの公正価値の変動額は、連結損益計算書において外貨建貨幣性項目の為替レートの変動により生じる為替差額(為替差損益)と相殺して表示しています。

b. ヘッジ会計

当社グループは、ヘッジ関係がヘッジ会計の要件を満たしている場合において一部のデリバティブをキャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理をしています。デリバティブの公正価値の変動額のうちキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識し、その累計額をその他の資本の構成要素として認識しています。その他の資本の構成要素として認識された金額は、ヘッジ対象が純損益として認識される場合に、その影響を相殺するよう純損益に振替えています。また、キャッシュ・フロー・ヘッジの非有効部分は直ちに純損益で認識しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しています。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除却及び原状回復費用の見積額を含めています。減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の耐用年数にわたり定額法により算定しています。減価償却方法、耐用年数及び残存価額は各年度末に見直しを行い、変更がある場合には、会計上の見積りの変更として、見積りを変更した期間及び将来に向かって適用しています。主な耐用年数は以下のとおりです。

- ・ 建物及び構築物: 2年～50年
- ・ 工具、器具及び備品: 2年～20年

② 無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しています。個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。また、のれんとは別に企業結合で取得した識別可能な無形資産は、支配獲得日の公正価値で測定しています。

研究活動から生じた支出は、発生時に費用計上しています。開発活動から生じた支出は、以下のすべてを立証できる場合に限り、資産計上しています。

- ・使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させ、更にそれを使用又は売却するという企業の意図
- ・無形資産を使用又は売却する能力
- ・無形資産が可能性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- ・無形資産の開発を完成させ、更にそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中に無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、償却可能価額を耐用年数にわたり定額法により算定しています。償却方法及び耐用年数は各年度末に見直しを行い、変更がある場合には、会計上の見積りの変更として、見積りを変更した期間及び将来に向かって適用しています。なお、耐用年数を確定できない無形資産については償却を行っていません。主な耐用年数は以下のとおりです。

- ・ソフトウェア: 5年
- ・顧客関連資産: 2年～15年

③ リース

使用権資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しています。取得原価には、リースの開始日におけるリース負債の当初測定額に前払リース料からリース・インセンティブを控除したものを調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを含めています。また、使用権資産に係る減価償却費は、リース期間にわたり定額法により算定しています。リース期間は、リースの延長・解約オプションの行使の可能性に影響を与えるような重大な事象又は状況の重大な変化が生じたとき等に見直しを行い、変更がある場合にはリース負債を再測定し、原則として使用権資産の金額を調整しています。なお、少額資産のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として現在の債務(法的債務又は推定的債務)を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、且つ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しています。貨幣の時間価値が重要な場合には、決済のために要すると見積もられた支出額の現在価値で測定しています。現在価値の算定には、貨幣の時間価値の現在の市場評価とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いています。

(4) 収益の計上基準

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。なお、各事業の収益認識の詳細は、「(収益認識に関する注記)」に記載しています。

- ステップ1: 顧客との契約を識別します。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別します。
- ステップ3: 取引価格を算定します。
- ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分します。
- ステップ5: 履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識します。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 非金融資産の減損

当社グループでは、決算日に資産が減損している可能性を示しているか否かを判定し、減損の兆候がある場合には、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額に基づき減損テストを実施しています。耐用年数が確定できない無形資産及び未だ利用可能でない無形資産は、償却を行わず、減損の兆候の有無にかかわらず年に一度、又は減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しています。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で測定しています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しています。

個々の資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を純損益(その他の営業費用)に認識しています。過年度に減損損失を認識した資産については、決算日において、減損の戻入れの兆候の有無を判定しています。減損の戻入れの兆候があり、個々の資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却又は減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを認識しています。

② のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しています。のれんは、企業結合によるシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しています。のれんが配分される資金生成単位又は資金生成単位グループについては、のれんが内部管理目的で監視される最小レベルの単位に基づき決定し、事業セグメントの範囲内となっています。

当社グループは、各年度の一定の時期及び配分された資金生成単位又は資金生成単位グループに減損の兆候がある場合にはその時点で、減損テストを実施しています。減損テストにおいて資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その差額を、原則として減損損失として認識します。減損損失は、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位又は資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しています。のれんの減損損失は純損益(その他の営業費用)に認識し、その後の期間に戻入れは行っていません。

③ 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として、確定拠出制度及び確定給付制度を設けています。

a. 確定拠出制度

確定拠出型の退職給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期間に純損益として認識しています。

b. 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して制度ごとに個別に算定し、費用として認識しています。割引率は、将来の毎年度の給付支払い見込み日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した決算日時点の優良社債の利回りに基づき算定しています。また、確定給付負債の純額に係る利息の純額は、売上原価又は販売費及び一般管理費として計上しています。当期に発生した確定給付負債の純額の再測定額はその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素に認識後、直ちに利益剰余金に振替えています。

④ 外国為替レート変動の影響

当社の連結計算書類は、各社の機能通貨に基づく財務諸表を基礎に作成しています。

外貨建取引は、取引日における直物為替レートを適用することにより、当社グループの各機能通貨に換算しています。外貨建の貨幣性資産及び負債は、決算日の直物為替レートにより機能通貨に換算しています。取得原価で測定している外貨建非貨幣性項目は、当初取引日における為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の測定日における直物為替レートで機能通貨に換算しています。当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しています。但し、非貨幣性項目に係る利益又は損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替差額もその他の包括利益に計上しています。

在外営業活動体の資産及び負債は、決算日の直物為替レートにより、収益及び費用は、取引日の直物為替レート又はそれに近似するレートで換算しています。その換算差額はその他の包括利益として認識しています。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分時に純損益として認識しています。

⑤ 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

(会計上の見積りに関する注記)

連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定の設定を行っています。見積り及び仮定は、過去の実績や、合理的だと考えられる様々な要因に基づく経営者の最善の判断に基づいています。しかし実際の結果は、その性質上、見積り及び仮定と異なることがあります。見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しています。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しています。連結計算書類で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び仮定は、以下のとおりです。

1 金融商品の公正価値の測定方法

特定の金融商品の公正価値は、観察不能なインプットを含む評価技法に基づき算定されています。観察不能なインプットは、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。当連結会計年度の金額は、連結財政状態計算書の「その他の金融資産」に含まれています。

2 有形固定資産、使用権資産、のれん及び無形資産の減損

当社グループは、有形固定資産、使用権資産、のれん及び無形資産について、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)の4 重要性がある会計方針(5)①及び②」に従って、減損テストを実施しています。減損テストにおける回収可能価額は、将来キャッシュ・フロー予測に含まれる成長率や割引率等の仮定に基づいて算定されています。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。当連結会計年度の金額は、連結財政状態計算書の「有形固定資産」、「使用権資産」、「のれん」及び「無形資産」に計上されているとおりです。なお、のれん及び無形資産の詳細は「(のれん及び無形資産に関する注記)」に記載しています。

3 確定給付制度債務の評価

当社グループは、退職給付制度として確定給付制度を設けています。当該制度に係る確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用等は、割引率や死亡率等の数理計算上の仮定に基づいて算定されています。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。当連結会計年度の金額は、連結財政状態計算書の「退職給付に係る負債」に計上されているとおりです。

4 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び税務上の繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる時期及び金額に基づき算定されています。課税所得が生じると見込まれる時期及び金額は、経営者の最善の見積りと判断により決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。当連結会計年度の金額は、連結財政状態計算書の「繰延税金資産」に計上されているとおりです。

(連結財政状態計算書に関する注記)

- 1 資産から直接控除した損失評価引当金
営業債権及びその他の債権 9,480百万円
その他の金融資産 594百万円
- 2 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 152,412百万円
- 3 使用権資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 181,653百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

- 1 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式…………… 1,563,912,149株
- 2 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式…………… 97,196,562株
(注) 当社は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入しています。当連結会計年度の自己株式数には、当該信託が保有する当社株式60,788,181株を含めています。当連結会計年度において当該信託が取得した当社株式は500,000株、当該信託が売却、交付した当社株式は14,499,836株です。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会 (注1)	利益剰余金	18,393	11.5	2024年3月31日	2024年6月21日
2024年11月11日 取締役会 (注2)	利益剰余金	18,696	12.0	2024年9月30日	2024年12月9日

(注1) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金630百万円が含まれています。

(注2) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金817百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月9日 取締役会 (注)	利益剰余金	18,330	12.0	2025年3月31日	2025年6月27日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金729百万円が含まれています。

- 4 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
普通株式…………… 3,177,300株

(のれん及び無形資産に関する注記)

1 重要な無形資産

無形資産のうち、重要なものは、RGF Staffing B.V.の株式取得により発生した顧客関連資産(当連結会計年度24,855百万円)であり、当連結会計年度における残存償却期間は、5年です。

2 のれんの減損テスト

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っており、原則として、経営管理上の事業区分を考慮しています。また、企業結合のシナジーから便益を得ることが見込まれる資金生成単位又は資金生成単位グループに対して、のれんを配分しています。

HRテクノロジー事業では、各社間におけるシナジーから便益を得ることが見込まれており、それを考慮してのれんを内部管理目的でモニタリングしていることから、HRテクノロジー事業全体を単一の資金生成単位として減損テストを実施しています。人材派遣事業では、各社特有の事業環境があること等を考慮して、原則として各社を資金生成単位又は資金生成単位グループとして減損テストを実施しています。各資金生成単位又は資金生成単位グループののれんの残高は以下のとおりです。

(単位:百万円)

報告セグメント	資金生成単位 又は 資金生成単位グループ	金額
HRテクノロジー	HRテクノロジー事業	277,114
人材派遣	RGF Staffing B.V.	186,386
	その他各社	44,631
合計		508,133

なお、当社における重要なのれんは、HRテクノロジー事業に関連するもの及びRGF Staffing B.V.の株式取得により発生したものです。

当社グループは、のれんは減損の兆候の有無にかかわらず年に一度、又は減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しています。

のれんの減損損失は、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に認識しています。回収可能価額は使用価値により算定しています。使用価値は、各資金生成単位又は資金生成単位グループにおいて経営者によって承認された事業計画に基づく5年間の税引前の将来キャッシュ・フロー予測等を現在価値に割り引いて算定しています。

5年間の将来キャッシュ・フロー予測は、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映したものに加え、市場成長率を含む外部情報及び内部情報に基づき作成しています。将来キャッシュ・フロー予測が対象としている期間を超える期間については、資金生成単位又は資金生成単位グループの属する国、産業の状況を勘案して決定した保守的な成長率を用いて予測した将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて、継続価値を算定しています。税引前の割引率は加重平均資本コストを基礎とし、貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを考慮して算出しています。

3 のれん及び無形資産の減損

のれん及び無形資産の減損損失は、連結損益計算書の「その他の営業費用」に計上しています。

(収益認識に関する注記)

(1) 分解した収益とセグメント収益の関連

当連結会計年度における主要な財・サービスのライン及びセグメント収益の関連は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	金額
HRテクノロジー	1,126,565
米国	745,650
欧州及びその他	261,936
日本	118,978
マッチング&ソリューション	816,013
人材	275,383
販促	529,592
その他/消去	11,037
人材派遣	1,666,994
日本	805,164
欧州、米国及び豪州	861,829
調整額	△52,095
合計	3,557,478

HRテクノロジー内の日本地域における戦略的重要性を考慮し、当連結会計年度より当事業における売上収益を米国、欧州及びその他並びに日本の3つに分解して表示しています。

当社グループはHRテクノロジー事業、マッチング&ソリューション事業及び人材派遣事業の3つの事業を当社の取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象としていることから、これら3事業で売上収益を計上しています。

これらの事業から生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、売上収益に含まれる変動対価等の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に含まれている重要な金融要素はありません。

① HRテクノロジー事業

オンライン求人マッチングプラットフォームを運営し、個人ユーザーの求職活動及び顧客の求人活動を支援するサービスを提供することで、顧客より対価を得ています。オンライン求人情報専門検索サイトにおいて、顧客が有料広告を出稿し、個人ユーザーが有料広告を通じて当該顧客の求人情報にアクセスした時点で当該履行義務は充足されるため、同時点で収益を認識しています。

② マッチング&ソリューション事業

人材領域

当社グループは、社員のキャリア採用を希望する顧客に対し、求める人材要件を整理した上で、職務経歴・スキル・志向の合った候補者を選定し、転職希望者を紹介する人材紹介サービスを提供しています。当社グループは、紹介した転職希望者の入社をもって、顧客から紹介料を得ています。人材紹介サービスについては、契約に基づき個々の採用の成立に関するサービスの提供を行う義務を負っています。当該履行義務は、個々の入社時点で充足されるため、同時点で収益を認識しています。

また、新卒社員・中途社員等の採用を希望する顧客に対して、当社グループが運営するインターネットサイトや情報誌への広告掲載により募集から採用までの活動を支援することで、顧客より広告掲載料を得ています。インターネットサイトへの広告掲載については、期間保証型の広告サービスについて、契約で定められた期間にわたり、広告を掲示する義務を負っています。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し収益を認識しています。

情報誌への広告掲載サービスについては、契約に基づき顧客に対し、掲載期間を定めない広告関連サービスを

提供しており、特定の紙面に広告を掲載する義務を負っています。そのため、情報誌の発売日(発行日)において、広告が掲載された情報誌が店頭に陳列され、消費者が購入・閲覧可能、もしくは読者に情報誌が到着した時点が履行義務の充足時点となると判断し、同時点で収益を認識しています。

販促領域

住宅、美容、旅行、結婚及び飲食等に関する情報を、当社グループが運営するインターネットサイトや情報誌に掲載し、サービス利用・商品購入を検討する個人ユーザーへ提供することで、顧客より広告掲載料を得ています。

インターネットサイトへの広告掲載については、期間保証型の広告サービスについて、契約で定められた期間にわたり、広告を掲示する義務を負っています。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し収益を認識しています。

情報誌への広告掲載サービスについては、契約に基づき顧客に対し、掲載期間を定めない広告関連サービスを提供しており、特定の紙面に広告を掲載する義務を負っています。そのため、情報誌の発売日(発行日)において、広告が掲載された情報誌が店頭に陳列され、消費者が購入・閲覧可能、もしくは読者に情報誌が到着した時点が履行義務の充足時点となると判断し、同時点で収益を認識しています。

③ 人材派遣事業

当社グループは、事務職、製造業務・軽作業、各種専門職等の人材を顧客に派遣する人材派遣サービスを提供しています。人材派遣サービスについては、契約に基づき労働力を提供する義務を負っています。

当該履行義務は、派遣スタッフによる労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣スタッフの派遣期間における稼働実績に応じて収益を認識しています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、実務上の便法を使用し、個別の予想契約期間が1年内の契約及び履行したサービスに応じて請求する権利を有する金額で収益を認識する契約については、開示を省略しています。なお、当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・価格リスク)に晒されています。そのため、財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しています。また、当社グループは、デリバティブ取引を為替リスク又は金利リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 信用リスク管理

当社グループの営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

当社グループは、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図るため、新規取引先等の審査を行っています。また、営業債権については、取引先ごとに期日及び残高の管理を行い、主要な取引先については、状況を定期的にモニタリングしています。

当社グループは、社内規程に従い、資金運用やデリバティブ取引を格付の高い金融機関との取引や債券での運用に限定しています。また、相手先ごとの与信枠の上限を設定しており、特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

(3) 流動性リスク管理

当社グループは、各社が適宜に資金繰り計画を作成・更新し収支の状況に応じた手元流動性を確保すること、キャッシュプーリングの仕組みを通じてグループファイナンスを実現すること等により、流動性リスクを管理しています。また、当社グループは流動性リスクへの更なる備えとして、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しています。

(4) 市場リスク

① 為替リスク管理

当社グループの活動は、為替レートの急激な変動によるリスクに晒されています。

なお、一部の外貨建債権債務については、個別の案件ごとに為替の変動リスクをヘッジしています。

② 金利リスク管理

有利子負債に係る金利が変動金利である場合、スワップ取引等を利用して利息の一部もしくは全部を固定化しています。

③ 価格リスク管理

当社グループは、資本性金融商品から生じる市場価格の変動リスクに晒されています。

資本性金融商品については、定期的に市場価格や発行体の財務状況等を把握し、発行体との関係性を勘案しながら保有状況を継続的に見直しています。

2 金融商品の公正価値及び公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 公正価値の測定方法

資産

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権については、短期間で決済されるものであり、帳簿価額が公正価値に近似しています。その他の金融資産の公正価値は以下を除き、将来キャッシュ・フローを、資産の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、帳簿価額は公正価値に近似しています。

資本性金融資産及び負債性金融資産

資本性金融資産及び負債性金融資産のうち活発な市場のある銘柄の公正価値は、市場価格に基づいて算定しています。資本性金融資産及び負債性金融資産のうち活発な市場のない銘柄の公正価値は、主に直近の独立した第三者間の取引価格又は割引キャッシュ・フロー法に基づいて評価しています。

デリバティブ資産

デリバティブ資産の公正価値は、主に取引金融機関から提示された価格に基づいて算定しています。

負債

営業債務及びその他の債務、短期借入金については、短期間で決済されるものであり、帳簿価額が公正価値に近似しています。長期借入金の公正価値は、将来キャッシュ・フローを、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。その他の金融負債の公正価値は以下を除き、将来キャッシュ・フローを、負債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、帳簿価額は公正価値に近似しています。

デリバティブ負債

デリバティブ負債の公正価値は、主に取引金融機関から提示された価格に基づいて算定しています。

(2) 公正価値ヒエラルキー

当社グループにおける公正価値の測定レベルは、市場における観察可能性に応じて次の3つに区分しています。

レベル1: 活発に取引される市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2: レベル1以外の、観察可能な価格を直接、又は間接的に使用して算定された公正価値

レベル3: 重要となる観察不能なインプットを含む評価技法から算定された公正価値

公正価値測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しています。

当連結会計年度においてレベル1、2及び3の間の重要な振替はありません。なお、当社グループは、各ヒエラルキー間の振替を、振替を生じさせた事象が発生した報告期間の末日において認識しています。

- ① 経常的に公正価値で測定する金融資産及び金融負債のレベル別の内訳
金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベル別の内訳は、以下のとおりです。

(単位:百万円)

	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3
金融資産				
資本性金融資産	124,401	64,154	—	60,246
負債性金融資産	19,398	15,181	—	4,216
デリバティブ資産	352	—	—	352
合計	144,152	79,335	—	64,816
金融負債				
デリバティブ負債	4,876	—	4,876	—
合計	4,876	—	4,876	—

レベル1の資本性金融資産には、活発な市場のある株式が含まれています。負債性金融資産には、外国債が含まれています。

レベル3の資本性金融資産には、主に活発な市場のない非上場株式が含まれています。負債性金融資産には活発な市場のない転換社債が含まれています。

公正価値ヒエラルキーレベル3に区分される金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	資本性金融資産	負債性金融資産	デリバティブ 資産(△負債)
期首残高	83,884	9,114	48
純損益(注1)	—	△4,898	290
その他の包括利益(注2)	△22,821	—	—
購入	522	—	—
売却	△320	—	—
その他	△1,018	—	13
期末残高	60,246	4,216	352
当連結会計年度末日に保有する 金融資産に関して純損益に認識 した未実現損益の合計	—	△4,898	290

(注1) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれています。

(注2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、連結持分変動計算書の「その他の包括利益を通じて測定する資本性金融資産の公正価値の純変動」に含まれています。

- ② 償却原価で測定する金融資産及び金融負債

償却原価で測定する金融資産及び金融負債の帳簿価額と公正価値は近似しているため、開示を省略しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分…………… 1,102円86銭

基本的1株当たり当期利益…………… 271円44銭

(注)当社は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入し、当該信託が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しています。これに伴い、1株当たり親会社所有者帰属持分の算定上、当該信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、基本的1株当たり当期利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

1株当たり親会社所有者帰属持分の算定上、控除した当該自己株式期末株式数は60,788,181株です。

基本的1株当たり当期利益の算定上、控除した当該自己株式期中平均株式数は64,435,604株です。

(重要な後発事象に関する注記)

1 報告セグメントの構成の変更

当社グループは、事業の種類別にHRテクノロジー事業、マッチング&ソリューション事業及び人材派遣事業の3つの事業で売上収益を計上しています。2026年3月期より、当社の事業戦略である「Simplify Hiring」の推進を加速するために、HRテクノロジー事業とマッチング&ソリューション事業の人材領域を、HRテクノロジー事業として一体運営してまいります。

このガバナンス体制の変更に伴い、2025年4月1日付で、マッチング&ソリューション事業における人材領域をHRテクノロジー事業に移管しています。マッチング&ソリューション事業は人材領域及び販促領域の2つの事業領域で構成されていましたが、当該変更により販促領域のみとなります。また、2026年3月期よりマッチング&ソリューション事業はマーケティング・マッチング・テクノロジー事業に名称を変更します。

なお、変更後の報告セグメントの構成に基づく当連結会計年度の分解した収益とセグメント収益の関連は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	金額
HRテクノロジー	1,372,252
米国	745,340
欧州及びその他	261,936
日本	364,975
人材派遣	1,666,994
日本	805,164
欧州、米国及び豪州	861,829
マーケティング・マッチング・テクノロジー	539,518
調整額	△21,287
合計	3,557,478

2 自己株式の取得

当社は、2025年2月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり実施しました。

また、株式市場の動向を踏まえ、2025年4月25日開催の取締役会において取得し得る株式の総数の変更を決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社は、持続的な利益成長と企業価値向上に繋がる戦略投資を優先的に実行することが、株主共通の利益に資すると考えています。

今般当社は、当社のキャピタルアロケーションの方針に則り、資本効率の向上と株主還元の充実を目的として、今後の投資余力、株価水準、市場環境及び財務状況の見通し等を勘案し、自己株式取得の実施(以下「本自己株式取得」)を決議しました。

本自己株式取得により取得した自己株式は、新株予約権行使時の株式の交付、当社グループの従業員を対象とした当社普通株式を用いた株式報酬、当社普通株式を対価とした戦略的M&Aに活用する可能性や、消却する可能性があります。

(2) 取締役会での決議内容

(下線は変更箇所)

	変更前 (2025年2月28日付取締役会決議)	変更後 (2025年4月25日付取締役会決議)
① 取得対象株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
② 取得し得る株式の総数	52,000,000株(上限)	<u>62,000,000株(上限)</u>
③ 株式の取得価額の総額	450,000百万円(上限)	450,000百万円(上限)
④ 取得期間	2025年3月3日から2025年12月23日まで	2025年3月3日から2025年12月23日まで
⑤ 取得の方法	(1) 取引一任方式による(株)東京証券取引所における市場買付け (2) 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による市場買付け	(1) 取引一任方式による(株)東京証券取引所における市場買付け (2) 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による市場買付け

(3) 2025年4月1日以降に取得した自己株式の内容

- ① 取得した株式の種類 : 当社普通株式
- ② 取得した株式の総数 : 26,990,500株
- ③ 株式の取得価額の総額 : 204,945百万円
- ④ 取得期間 : 2025年4月1日から2025年4月30日(受渡ベース)

(4) 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計(2025年4月30日現在)

- ① 取得した株式の種類 : 当社普通株式
- ② 取得した株式の総数 : 41,599,200株
- ③ 株式の取得価額の総額 : 333,315百万円

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	268,039
現金及び預金	173,433
売掛金	59,727
前払費用	232
短期貸付金	34,655
未収入金	76
その他	407
貸倒引当金	△493
固定資産	1,386,308
有形固定資産	129
建物	71
機械及び装置	1
工具、器具及び備品	57
無形固定資産	172
ソフトウェア	134
その他	38
投資その他の資産	1,386,005
投資有価証券	49,163
関係会社株式	1,254,152
長期貸付金	79,009
その他	3,684
貸倒引当金	△3
資産合計	1,654,348

科目	金額
負債の部	
流動負債	645,551
短期借入金	633,941
未払金	825
未払費用	4,639
未払法人税等	5,877
預り金	49
その他	219
固定負債	315,423
長期借入金	200,000
役員退職慰労引当金	436
役員報酬信託引当金	6,135
繰延税金負債	108,695
その他	155
負債合計	960,975
純資産の部	
株主資本	665,567
資本金	40,000
利益剰余金	1,232,969
利益準備金	10,000
その他利益剰余金	1,222,969
繰越利益剰余金	1,222,969
自己株式	△607,401
評価・換算差額等	23,818
その他有価証券評価差額金	23,818
新株予約権	3,987
純資産合計	693,373
負債及び純資産合計	1,654,348

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
営業収益		615,773
関係会社受取配当金	561,477	
ロイヤリティー収入	54,296	
営業費用		10,665
給料及び手当	4,871	
業務委託費	3,090	
その他	2,703	
営業利益		605,107
営業外収益		3,920
受取利息	610	
受取配当金	2,832	
その他	478	
営業外費用		5,372
支払利息	3,855	
為替差損	492	
自己株式取得費用	743	
その他	281	
経常利益		603,655
特別利益		14,497
投資有価証券売却益	14,497	
特別損失		0
固定資産除却損	0	
税引前当期純利益		618,151
法人税、住民税及び事業税		11,674
法人税等調整額		1,860
当期純利益		604,616

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	40,000	－	－	10,000	820,909	440,465	1,271,374	△472,674	838,700
当期変動額									
剰余金の配当						△37,089	△37,089		△37,089
別途積立金の取崩					△820,909	820,909	－		－
当期純利益						604,616	604,616		604,616
自己株式の取得								△823,674	△823,674
自己株式の処分		54,773	54,773					28,241	83,014
自己株式の消却		△660,705	△660,705					660,705	－
利益剰余金から 資本剰余金への振替		605,932	605,932			△605,932	△605,932		－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	△820,909	782,503	△38,405	△134,727	△173,132
当期末残高	40,000	－	－	10,000	－	1,222,969	1,232,969	△607,401	665,567

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	38,003	38,003	3,078	879,782
当期変動額				
剰余金の配当				△37,089
別途積立金の取崩				—
当期純利益				604,616
自己株式の取得				△823,674
自己株式の処分				83,014
自己株式の消却				—
利益剰余金から 資本剰余金への振替				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△14,185	△14,185	909	△13,276
当期変動額合計	△14,185	△14,185	909	△186,409
当期末残高	23,818	23,818	3,987	693,373

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等 ……………時価法

以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定額法

主な耐用年数は次のとおりです。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 2～10年

(2) 無形固定資産……………定額法

主な償却年数は次のとおりです。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 ……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しています。

(3) 役員報酬信託引当金……………役員への将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しています。

4 収益及び費用の計上基準

(1) ロイヤリティ収入

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1: 顧客との契約を識別します。

ステップ2: 契約における履行義務を識別します。

ステップ3: 取引価格を算定します。

ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分します。

ステップ5: 履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識します。

当社が権利を有するリクルートブランドを、当社グループ会社に対して使用する権利を許諾し、当社はその対価としてロイヤリティ収入を得ています。当社は契約で定められた期間にわたり、当社グループ会社に対してリクルートブランドを使用許諾する義務を負っています。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間に応じて収益認識しています。

(2) 関係会社受取配当金

子会社及び関連会社からの配当金は配当金の効力発生日をもって認識しています。

5 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,254,152百万円
--------	--------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式には、RGF Staffing B.V.に対する投資402,140百万円が含まれています。関係会社株式の評価は、買収時に見込んだ超過収益力を反映した実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しており、連結計算書類作成におけるのれんの減損テストに使用されたものと同様の事業計画、成長率や割引率等を考慮しています。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。

(追加情報)

1 役員報酬BIP信託

当社は、当社及び当社グループ会社の取締役、執行役員及び専門役員へのインセンティブプランとして、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託を用いた株式報酬制度を導入しています。

(1) 制度の概要

本制度は、取締役及び執行役員等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としています。本制度は、役位や、業績連動型とする場合には業績目標の達成度等に応じて、当社株式を取締役等に交付又は給付する制度です。

(2) 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しています。当事業年度における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、13,471百万円、2,873,714株です。

2 株式付与ESOP信託

当社は、当社グループ会社の従業員等へのインセンティブプランとして、株式付与ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託を用いた株式交付制度を導入しています。

(1) 制度の概要

本制度は、従業員等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としています。本制度は、権利確定期間に応じて当社株式を従業員等に交付又は給付する制度です。

(2) 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しています。当事業年度における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、312,997百万円、57,914,467株です。

(貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産の減価償却累計額……………	556百万円
2 保証債務	
下記関係会社に対して次のとおり債務保証等を行っています。	
Indeed, Inc.	124,323百万円
Indeed Ireland Operations Limited	46,194百万円
Glassdoor LLC	16,772百万円
その他	20,131百万円
計	207,421百万円
3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権……………	94,562百万円
短期金銭債務……………	637,394百万円
長期金銭債権……………	79,009百万円
長期金銭債務……………	200,000百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高(収益) ……………	615,773百万円
営業取引による取引高(費用) ……………	956百万円
営業取引以外の取引高(収益) ……………	483百万円
営業取引以外の取引高(費用) ……………	3,843百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式……………	97,196,562株
-----------	-------------

(注) 当社は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入しています。当事業年度末日の自己株式数には、当該信託が保有する当社株式60,788,181株を含めています。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式	98,804百万円
その他	4,871百万円
繰延税金資産小計	103,675百万円
評価性引当額	△99,488百万円
繰延税金資産合計	4,186百万円
繰延税金負債	
関係会社株式	△105,572百万円
その他有価証券評価差額金	△7,308百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△112,882百万円
繰延税金資産(△負債)の純額	△108,695百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
子会社	RGF OHR USA, INC.	所有 直接100%	役員の兼任	配当の受取	120,633	—	—
子会社	RGF OHR International Limited	所有 直接100%	—	配当の受取	206,082	—	—
子会社	(株)リクルート	所有 直接100%	資金貸借関係 役員の兼任	ロイヤリティー 収入 (注1)	47,390	売掛金	52,130
				資金の回収	26,336	短期貸付金	26,336
				資金の貸付 (注2)	—	長期貸付金	79,009
				資金の借入 (注3)	—	短期借入金	152,387
子会社	RGF Staffing B.V.	所有 直接100%	役員の兼任	配当の受取	149,977	—	—
子会社	(株)リクルートスタッ フィング	所有 間接100%	資金貸借関係 役員の兼任	資金の借入 (注3)	—	短期借入金	27,567
子会社	(株)スタッフサービス・ ホールディングス	所有 間接100%	資金貸借関係 役員の兼任	資金の借入 (注3)	—	短期借入金	35,292
子会社	(株)シーナッツ	所有 間接66%	資金貸借関係	資金の借入 (注3)	—	短期借入金	19,122
子会社	Recruit Global Treasury Services Ltd.	所有 間接100%	資金貸借関係	資金の返済 (注3)	271,679	短期借入金	—
				資金の返済 (注4)	200,000	長期借入金	—
子会社	RGF TREASURY SERVICES LIMITED	所有 直接100%	資金貸借関係 役員の兼任	配当の受取	84,784	—	—
				資金の借入 (注4)	312,950	短期借入金	312,950
				資金の借入 (注4)	200,000	長期借入金	200,000
				利息の支払	3,084	—	—
子会社	RGF ASSET MANAGEMENT LIMITED	所有 直接100%	出資の引受 役員の兼任	増資の引受	60,650	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) ロイヤリティー収入については、売上総利益の一定割合によっており、その料率は合理的な基準により決定しています。
(注2) 貸付金の金利については、市場金利等を勘案して合理的に決定しています。
(注3) 当社では、グループ内の資金を一元管理しており、グループ会社間の貸借を日次で行っているため、取引金額は記載していません。なお、金利については、市場金利等を勘案して合理的に決定しています。
(注4) 借入金の金利については、市場金利等を勘案して合理的に決定しています。
(注5) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。
(注6) 債務保証は、「(貸借対照表に関する注記)」2. 保証債務に記載しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額…………… 470円02銭

1株当たり当期純利益…………… 401円76銭

(注) 当社は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入し、当該信託が保有する当社株式を計算書類において自己株式として計上しています。これに伴い、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式期末株式数は60,788,181株です。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式期中平均株式数は64,435,604株です。

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、記載を省略しています。

連結子会社からの配当

当社は、連結子会社3社から剰余金の配当を受領しました。これにより、当社は、2026年3月期において下記受取配当金を営業収益に計上しています。

会社名	配当金額 (百万円)	受領日
RGF TREASURY SERVICES LIMITED	21,999	2025年4月10日
RGF OHR USA, INC.	87,996	2025年4月10日
RGF OHR International Limited	83,657	2025年4月10日

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、連結配当規制適用会社です。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社リクルートホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松岡 寿史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋田 毅
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三木 拓人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 堀江 泰介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リクルートホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社リクルートホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松岡 寿史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋田 毅
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三木 拓人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 堀江 泰介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リクルートホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。))について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、回答を得ました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム) について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、回答を得ました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会) 等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、回答を得ました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

株式会社リクルートホールディングス 監査役会

常勤監査役	長	嶋	由紀子	㊞
常勤監査役	西	村	崇	㊞
社外監査役	小	川	陽一郎	㊞
社外監査役	名	取	勝 也	㊞

以 上